

平成

二十一年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第三号)

平成二十一年九月十一日(金曜日)

議事日程(第三号)

平成二十一年九月十一日 午前十時開議

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第一 | 議第五十号 | 五條市滞在体験型観光施設条例の制定について |
| 第二 | 議第五十一号 | 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について |
| 第三 | 議第五十二号 | 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について |
| 第四 | 議第五十三号 | 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について |
| 第五 | 議第五十四号 | 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の全部改正について |
| 第六 | 議第五十五号 | 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の全部改正について |
| | 議第五十七号 | 五條市衛生センター条例の全部改正について |
| | 議第五十八号 | 五條市斎場条例の全部改正について |
| | 議第六十一号 | 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正について |
| | 議第六十二号 | 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について |
| 第七 | 議第五十六号 | 五條市国民健康保険条例の一部改正について |
| 第八 | 議第五十九号 | 五條市市民会館条例の全部改正について |
| 第九 | 議第六十三号 | 五條市上野公園等条例等の一部改正について |

第十八	議第六十四号	五條市・十津川村消防事務委託規約の制定について
第十七	議第六十五号	五條市過疎地域自立促進計画の変更について
第十六	議第六十六号	平成二十一年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
第十五	議第六十七号	平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)の議定について
第十四	議第六十八号	平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について
第十三	議第六十九号	平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号)議定について
第十二	議第七十号	平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
第十一	議第七十一号	平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について
第十	議第七十二号	平成二十一年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
第九	議第七十三号	平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第八	議第七十四号	平成二十一年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
第七	議第七十五号	平成二十一年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
第六	議第七十六号	平成二十一年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第五	議第七十七号	平成二十一年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
第四	議第七十八号	平成二十一年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第三	議第七十九号	平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
第二	議第八十号	平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第一	議第八十一号	平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議決	議第八十二号	平成二十一年度五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	榮	土	黄	樗	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
久																			
谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
													比			恵			
雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

二十一番
田原清孝

市長	吉	晴
副市長	榮	美
教育長職務代行者	吉	夫
代表監査委員	川	雄
市長公室長	辰	釋
総務部長	森	也
都市整備部長	森	弘
生活産業部長	上	三
健康福祉部長	水	司
上下水道部長	辻	雄
消防本部次長	山	久
会計管理者	上	男
西吉野支所長	福	二
大塔支所長	土	嗣
監理管財課長	新	夫
企画財政課長	櫻	三
市長公室次長	佐	美

事務局職員出席者

秘書課長 下 村 洋 次
庶務課長 窪 佳 秀

事務局長 川 西 敏 美
事務局次長 乾 旬 美
事務局係長 西 峯 久 美
事務局主任 笹 谷 豊 美
速記者 柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分再開

○議長（北山和生） ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（北山和生） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。
なお、本日理事者側から指定管理者制度導入について資料が提出されておりますので、お手元に配付しております。
配付漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（北山和生） 日程第一、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第五十号 五條市滞在体験型観光施設条例の制定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十号 五條市滞在体験型観光施設条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
議案書の二ページを御覧いただきたいと思います。

本条例の制定内容といたしましては、新町地区で整備を進めております通称「前防邸」五條市滞在体験型観光施設の新設に伴い、その管理運営につきまして指定管理者制度を導入するものであります。新たに条例の制定を行うものでございます。

条例の主な内容としましては、第一条関係では体験施設の設置、第二条関係では体験施設の名称及び位置について、第三条、第四条では指定管理者による管理及び指定管理者の指定の申請について定めております。

第五条、第六条では、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務について、第七条、第八条、第九条では、開館時間、休館日、利用許可について定めております。

第十条、第十一条、第十二条につきましては、利用許可の制限及び取消し等、また利用料金について、第十三条から十五条では、利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の返還、第十六条から十九条では、原状回復の義務、損害賠償、秘密保持義務、委任につきまして定めております。
施行期日につきましては、規則で定める日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第二、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第五十一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。
なお、本案につきましては、前回に引き続き同様の内容をもって御提案を申し上げるところでございますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六ページから七ページを御覧ください。

本案では、本則に規定しております定数「十八人」を「十三人」に改めるものでございまして、公布日以降に行われる一般選挙より適用するもので
ございます。

なおこれに伴い、五條市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、すなわち平成二十二年十月一日から施行されます平成十九年九月五條
市条例第二十三号は廃止する旨、附則に規定するものでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（二十番）の声あり）二十番大谷龍雄議員。

二十番 大谷龍雄登壇）

○二十番（大谷龍雄） それでは議第五十一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。

議案の趣旨は十八名から十三名に改めるということでありますけれども、私は反対をする次第であります。

その理由を申し上げます。

皆さん方もご存じのように、この五條市議会と一人一人の市議会議員の責任と権限の主なものを申し上げますと、予算、決算、条例、契約などの議決権、また、市長を始めとする執行機関に対する批判・監督権の責任、また、副市長、監査委員、教育委員など人事の同意権、事務管理や金銭出納関係に対する検査、調査権等々、我々議会と市議会議員には重大な責任と権限が地方自治法で与えられております。

この責任と権限を基に、この間、百条調査委員会を設置して吉野市長の答弁虚偽疑惑の調査も、関係者の皆さん方の御協力の下、やり終えました。また、吉野市長の保育所、幼稚園の強引な統廃合を食い止め、市民プールの閉鎖も食い止めることができました。また、吉野市長の消防庁舎建設案の問題点や無駄遣い等も明らかにすることができました。これらができた要因には、今申し上げました法律的な権限の活用と同時に市議会議員の人数、二十一名の現在の人数も大きな力を発揮したと考えております。なぜならば、調査委員会を設置するに当たりまして、全体の議員の人数によって調査委員会の人数も決まってくるわけですから、複雑な今回の百条委員会の調査委員会の設置も余り少ない市議会議員の人数では大変困難を来したと私は判断しておりますけれども、現在の二十一名を基本にした調査委員会の人数の構成ができましたのも、大きな力を発揮したというように考えています。しかし、これからの五條の議会の責任を考えますと、やはり人口も減る傾向にあります。

またしかし、面積は市の中では一番広い二九二平方キロという面積を持っておりますから、隅々まで、奥地まで、市民の皆さん方とお会いし、意見を聞かせていただこうと思えば、かなりの時間と費用もかかります。また同時に、最近起こった問題では、太田議員の随意契約の質問に對しまして、その質問の内容から離れた解釈で吉野市長は職員に依頼してこのような、今から申し上げますこの文書を議員に配りました。読み上げますと、「昨日の議会による一般質問で、太田議員の発言内容を重視し、今後随意契約を聖域なきと考えていきたいと思ひます。ごみ収集、し尿汲み取り、機械整備、警備等についても例外ではありません。太田議員の発言を重要と思ひ行ふ行為です。」

太田議員の質問の内容から外れた解釈でこういう文書を市議会議員に渡したという行為は、法的な根拠から考えても全く不適切な行為であると思ひ

ます。

そのほか、はっきり申し上げまして、吉野市長の行政の進め方には、まだまだ今まで以上に法律を根拠に監督、批判をしなければならない必要性が強まるというふうに私は感じております。

こういった理由から、私は現在の十五名の数でもまだ不足かなというふうに考える次第でありますので、吉野市長が出されました十三名に減らすという、この議員削減につきましては、市民の皆さん方の市民福祉を守っていくという上においても少なすぎるというふうに判断しております。したがって、十三名への議員削減の議案につきましては、議第五十一号につきましては、反対する次第であります。

○議長（北山和生） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立なしであります。

よって本案は否決されました。

○議長（北山和生） 次に日程第三、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は五條高等学校賀名生分校の授業料等に関する条例でございます。正式な校名は、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校と申しまして、四年制の定時制高校となっております。

平成十七年九月の合併によりまして西吉野村立のものをそのままの形態で継承し、現在に至っているものでございまして、今回の改正につきまして、この授業料が合併前の昭和六十一年ごろから据え置かれていた状態でございます。合併後四年を経過する中、市の各種の手数料や使用料等の見直しを行うことと同様に、本件につきましても妥当な受益者負担、また全体的な不均衡の是正、そして行財政改革の一環として国の地方財政計画において適正とされる授業料の額、あるいは県下の同形態の高校の分校の授業料等の額を基準といたしまして、今回授業料及び入学検査料等の見直しを行うものでございます。

それでは、議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条中の改正につきましては、従来より徴収しておりました授業料と入学検査料に、新たに入学料を加えるものでございます。

次に、第二条中の改正は、授業料を現行の年額一万二千元、第一期六千元、第二期六千元から、年額三万二千四百円とし、第一期一万三千五百円、第二期一万八百元、第三期八千五百円に改めるものでございます。

なお、この授業料を月額に換算いたしますと、現行が一千円、改正後が月額二千七百円となります。

また、実際の納付は、現行は年二回払いとなっておりますが、改正後は年三期、学期ごとの支払となります。

次に、第四条中の改正につきましては、入学検査料について、現行の五百円から一千円に改めるものでございます。

次に、新たに第五条で、現行では規定されておりません入学料「二千元」を設定するものでございます。

附則といたしましては、第一項では、施行期日を平成二十二年四月一日とする旨、また第二項から第五項までは、改正に係る経過措置を規定したもので、第二項では本条例の改正施行前に納付し、また納付すべきであった授業料及び入学検査料についてはなお従前の例によることとし、第三項では現在在学中である者に係る授業料について、なお現行の額のままとすることを規定しております。

また、この規定により、改正後の新授業料につきましては、来年度の新入生から適用することとなります。

第四項では、転学、再入学等に係る授業料の取扱いを規定しております。

第五項では、新しく設けます入学料について、来年度の新一年生から適用する旨を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番太田議員。

○二番（太田好紀） 皆さんおはようございます。

この授業料、年額一万二千円から年額三万二千四百円に上がるということでもありますけれども、拙速に、急にこのぐらい、倍から上げるということは、私たちがすれば、この社会情勢、いろんなことを踏まえたときに、段階的に上げるならいいですけども、何かこれだけを見ますと急に倍から上がっているのです、なぜかなど。

一万二千円から三万二千四百円になったその経緯とその根拠はどういうことなのか、説明願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） ただいまの太田議員の御質問にお答え申し上げます。

値上げる経緯、根拠等につきましてですけども、まずは国の地方財政計画の最も適正であるという授業料の額が、月額で申し上げますと二千七百円、つまりは改正する金額、新授業料とする年額三万二千四百円のこの水準でございます。

一方、県下の同じ形態の県立山辺高校山添分校という、これも昼間の四年制の定時制高校、同様の形態ですけども、月額ですと三千円でございます。

昭和六十一年ごろからそういう据置きのまま、月額で申し上げますと一千円ですつときておるわけでございます。一方、定時制と全日制の違いはあるんですけども、五條高校の本校の授業は月額九千九百円でございます。

比べ方はちよつと違うんですけども、例えば中学校の給食代ですと、全く関係はないんですけども、月額四千円というようなこともございました。一気に二・七倍、一千七百円アップとなるんですけども、語弊があるかわかりませんが、現行が月一千円、あと一千七百円アップの二千七百円でも、御家庭の負担については許容範囲であるというふうな感じもいたしますし、この際いろいろな形で不均衡是正、見直しを行ってきた一つとして、今回この授業料の見直しを行いたい、そういうものでございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 簡単に言えば、もともと安かったと。これで国や県から比べれば大体そのような形になってきたということとはわかりましたんですけども、それならね、今財政で大変厳しい状況というのがここ何年か前から、ずつとこういう改革をしています。合併してもう約四年弱になってい

ますけれども、なぜ今に至ったのか。もっと早くから、そういうことであれば、この金額にすればよかったのにもかわらず、今これを出してきたという経緯。それは、国か県の指導が何かあったのかね。普通ならば、もっと早目に、そういう国や県とある程度同じ基準にするのが普通ですけれども、合併してから四年近かったのにもかかわらず今ということ、その意味はわかりました。でも、今なぜするのかね。もっと早くからすればよかったんじゃないのかなど。そしてまた、これを上げる経緯の中で、どのくらいの協議を、教育委員会として進められて、今の形に至って、今の議会に提出をしたのか、それを再度説明願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） ただいまの太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今までの経緯経過の中で教育委員会としてどういう議論がなされてきたか、こういう御質問であったかというふうに思いますけれども、引継ぎの中では、部内で、教育委員会事務局の中で検討はしてまいったということでございますし、先般の教育委員会の定例会におきましてもある説明をし、了承を得ている、そういう手順を踏んでやらせていただきました。もっと早く見直す、改善をすべきところであったのは事実かなと思いますけれども、現状としてそういう順序を踏まえて、今回提案させていただいた、そういうことでございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） これはわかりました。最後に聞きたいんですけどね、そうすると、今まで安いから学校に来られた方もおると思うんですけど、これを値上げすることに……、これはまあ適正に戻ったと思うんですけども、ほかから比べるとやっぱりあそこは安いと、だからあの学校行こうというような気持ちで来ている方もあったんかわかりませんが、これを上げることによって生徒数が、今度、来年からの採用がぐっと減って、生徒数が激減するというそういう予測、またそういう対策としてアンケートとか、ほかの学校の調査とかはしたわけですか。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういう調査は行っておりません。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） 大きく政権交代がされて、民主党の総理がもうできると思うんですが、五條の仕方は知りませんが、民主党のマニフェストでは、高等学校の授業料はもう無償にするというですね、五條の市長やったら守りませんが、まあこれ、民主党の政策として無料になってくる

と思うんですよ。だからそういうときに、こんな改正して、来年度の募集に圧力かかるようなことは、僕は望ましくないと思うんです。そういうことを踏まえて考えているのかということを、皆さんが寄って考えている。ただ市長から言われて、財政難やからかさという、子育てと、子供のことに關しては、ほかの財政がないようになったから値上げするんじゃないという根性が、僕は氣に入らんと言っんですよ。だから、教育委員会として、大きな政権交代があるのに、どうかということも考えて、来年度の募集、こんな、条例改正したら、今太田議員の言われたように、賀名生の分校に入る子供も少なくなる危ぐもあります。だからこんな、今ごろになってそういう改正をすることはちょっとおかしい。その点どうですか、部長。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 檜塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

政權が代わって、民主党の公約でそういう高等学校授業料無料ということが打ち出されておるのも承知しております。ただ、現状としましては、他的高校、あるいは本校、その辺の受益者負担ということを考えますと、現行では余りにも格差がある、安すぎる、そういう実態は事実であると思います。そういう不均衡、あるいは妥当な受益者負担というのは、一定求める必要があるのではないか、そういうふうな思いがありまして、今回見直しをさせていただいたところでございます。

これによって入ってくる生徒が減るっていう想定はいたしておりません。といいますのは、四年制の定時制で、本来農業科があるわけでした、農業の後継者が農業をしながら、農繁期には長い休みがある、そういう趣旨の基に創設されてきたものでございますけれども、現在は、実態として、農家、農業の後継者の生徒さんというのは一人もおりません。どういう需要があるのかを申し上げますと、ああいった自然の中でゆったりとした雰囲気のある学校を求められる子供たちの受皿になっておるっていうのも現状でございますし、そういった形で、条例改正は年額で申しますけれども、月額一千円を二千七百円にするということの保護者の負担については許容範囲というふうに考えておるところでございます。また、妥当な受益者負担を考えたときに適正なものというふうに判断しておりまして、いたずらに財政改革、財政再建、収入確保という趣旨で挙げたものではございません。そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第四、議第五十三号及び議第五十四号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第五十三号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について。
議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の全部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄） ただいま上程されました議第五十三号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、五條市立図書館に指定管理者制度を導入するに当たり、五條市立図書館設置管理に関する条例の所要事項を改正するものでございます。

それでは、議案書十二ページを御覧いただきたいと思います。

まず、条例の名称につきまして、「五條市立図書館設置管理に関する条例」とあるのを、「五條市立図書館条例」に改めるものでございます。

第一条につきましては図書館の設置目的を、第二条では図書館の名称及び位置を、また第三条では配置する職員を定めております。

第四条から第七条までは、それぞれ指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、また指定管理者が行う業務について定めております。

次に、第八条では開館時間について、第九条では休館日等に関する事項を定めております。

第十条では館内規律及び入館制限について、第十一条では利用者の原状回復義務について定めております。

また、第十二条では損害賠償の義務について、第十三条では秘密保持義務についてそれぞれ定めております。

次に、第十四条につきましては図書館協議会の設置を、第十五条につきましては施行規則への委任規定を定めております。

なお、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項では経過措置を、第三項では準備行為についてそれぞれ定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の全部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に指定管理者を導入するため、当該条例の所要事項を改正するものであります。

それでは、議案書十八ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では設置目的について、第二条では資料館の名称及び所在地について定めております。

次に、第三条では指定管理者による管理について、また、第四条は指定管理者の指定の申請について、第五条では指定管理者の指定について、第六条では指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めております。

次に、第七条では資料館の開館時間について、また、第八条では休館日等について定めております。

次に、第九条では資料館の利用の許可について、また、第十条では利用許可の制限について、第十一条では利用許可の取消しについて、第十二条では入館の制限について、第十三条では利用者の遵守事項について定めております。

次に、第十四条及び第十五条につきましては、特別利用の許可及び特別利用の制限についてそれぞれ定めております。

また、第十六条では、民俗資料等の館外貸出しについて定めております。

第十七条から第十八条、第十九条につきましては、入館料及び利用料金について、また、入館料金等の収受について、入館料金等の返還についてそれぞれ定めております。

次に、第二十条では損害賠償等について、第二十一条では秘密保持義務について、第二十二条では通常の施行規則への委任規定についてそれぞれ定めておるところでございます。

なお、附則につきましては、第一項でこの条例の施行期日について、第二項では経過措置を、第三項では指定管理者の指定に関する準備行為についてそれぞれ定めておるところでございます。

以上、議第五十三号、議第五十四号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番 太田議員。

○二番（太田好紀） 一つちょっとお聞きしたいわけですが、第六条の第三号です。

○議長（北山和生） どっちですか。

○二番（太田好紀） 賀名生資料館の方で。すみません。

第六条第三号ですけれども、資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うと。指定管理者制度になりますと、そういう専門的な職員を配置しなければならぬのか。そうすると、やっぱりそれだけの人件費もかかってきます。そやからその辺、専門的なという形になれば、普通の一般の人ではできないと。そうなれば、それなりの対応ができる者でやらなければならない。その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

賀名生の里歴史民俗資料館条例の第六条第一項第三号の関係でございますけれども、業務として、資料に関する専門的、技術的調査研究を行うこととなっております。これも、指定管理者が決まれば業務としてやっていただくという、基本的にはそういうことでございまして、それに応ずるところの技能、知識、経験を有した方を配置いただくということで、募集要項、仕様書等の中には盛り込んでおるところでございまして、例えば、現在ですと学芸員を配置しておりますし、それに準ずる知識、経験を持った方を一名配置いただくということで、そういう計画でございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 少し不透明ですね。要するに、決まればという。決まる前に、そういうことを明確にすべきではないかなと。そうしないと、受ける側がどういふ対応していいのかわからない、まずそれが第一点と、準ずる人、要するに学芸員とかそういうことが出ましたけれども、準ずる人というのとは、果たしてどういう人が準ずるのか。専門的な知識って、どれだけの専門的な知識の人がいいのか。まあそこらの、準ずる人というのを明確にしなければ、今後、受けた側の人が、それによってその雇用の問題とか、学芸員とか、雇う場合の金銭面の問題とか、それもすべて含めて金額も査定されてやるわけですね。そしたら、それもちゃんと入れて、試算して、最終的な決定をするんだから、そこらも明確にしなければ、ちゃんとした試算ができないんじゃないかなと。だからそこらをもう少し明確にしなければ、それを受ける側が、果たしてそれをきちつとできるのかなというふうに、その辺の形をもう少し明確にされたらどうかと思うのですが、どうですか。

○議長（北山和生） 教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちよつと言葉が適切でなかったと思いますけれども、決まればということではなしに、募集要項、仕様書にははっきりそういうふうに明記をして募集を行うということになっております。

民俗資料館の設置目的を外すことは適切ではありませんし、設置目的に合致したところの業務をやっていたかどうかというのが基本にありますので、そういった専門知識を持った方を雇用していただく必要があると思います。学芸員に準ずるという抽象的なことですけれども、まずはそれらのことを、応募しようとする団体の方での提案ということになってまいりますので、どのくらいこれにこたえていただくかということを見せたい、ということもありますし、募集要項に規定する段階では、学芸員あるいはそれに準ずる知識、経験を有する者ということで規定をさせていただいて、そういう工夫のある提案を募集するというところでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（北山和生）二番。

○二番（太田好紀）募集要項に明記されているといっても、例えば地域の自治会とかが受ける場合、そういう専門的な知識ということはある程度難しいところなんです。そういう中で、学芸員とかいう形になればね。そこらのことを、やっぱり専門知識となれば、その辺の連携がとれる形の中で、受皿も、受けやすいような体制にしていかなければ、受ける側も、また受ける人がいるのかいないのか、これは別としてですけれども、そこらも明確にされなければ、それがぼつと出た場合、普通の方ではもう、一般のそういう団体では受けられないと。やっぱりそういう専門的な業種の人のみしか受けられない状況になるんじゃないかなと。もつとある程度、より明確にもしていただきたいですけど、より受皿の、いい形にできるような体制を作っていた方がいいなと思うんですけれど、その辺、どうぞよろしくお願いします。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子）私は、図書館について質問いたします。

今、太田議員が学芸員のことについて質問されましたけれども、図書館については、司書の方はどんなふうに、指定管理者制度になりましたら、司書の方を置くと置かないとか、そういうふうなことは要項に明記されますか。

○議長（北山和生）吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄）藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館の指定管理者の募集につきましては、図書館についてもそういうスタッフが重要でございますので、司書は必ず置くということで募集要項、仕様書に明記しまして募集していきたいというふうに考えております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子）是非していただきたいと思います。

指定管理者制度の目的は経費の節減だけではなくて、サービスの向上でございますから。今、図書館に司書はおりませんね。指定管理者制度を導入するに当たって、サービスの向上ということで、司書は必ず要綱の方に盛り込んでいただきたいと思います。

それから、指定管理者制度の範囲でございますけれども、かなり広いと思うんですが、例えばこれを奈良県だけに限定するとか、そういうことはできなかったのでしょうか。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館に指定管理者を導入する、そういう方針が打ち出されて、担当としてどういう形で取り組むべきか、いろいろ調査研究もし、先進事例も多く調べさせていただきました。その中で、ほかの施設と違って、図書館についてはいろんな、図書館法もございますし住民サービス、利用者のサービス向上、これが一番重きに置く部分であって、それにはやはり司書のような知識、資格を持った人がスタッフに必ずいることも重要ですし、それに加えて、それだけではなしに、そういう図書館運営、管理の経験を有する者、こういうスタッフを、あるいは指定管理者自身が一番重要でポイントになってくるということで、異口同音に助言されたところでございました。県内ではそういう実績がある業者、あるいは団体がまずいないということ、広く募集範囲を求めたという状況でございます。より経験のある優秀な法人、その他の団体を募集したいというふうな趣旨で範囲を広げさせていただきました。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 私は、この教育施設を指定管理者制度にする、この図書館の場合は反対ではございます。しかしながら、今の五條市の図書館の現状を、利用している皆さんに聞きますと、司書もないということで、指定管理者制度にすることによってサービスの向上を図ることができれば、それはそれでもいいんじゃないかなという、そういう意見もあるものですから、ちょっとお聞きをいたしました。こういう教育施設を、図書館の場合、指定管理者にすることは反対でございます。

それから、図書費ですが、指定管理者制度にして、図書費も、その図書の購入費もその中に含まれるわけですけども、それは例えば、指定管理者制度にすることによって、その図書費が人件費にまわるとか、そういうことはないんでしょうか。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書購入費につきましては、これを削減しますとまさに利用者のサービス向上の低下につながりますので、特に図書購入費については一定設定をいたしまして、それを下回らないことを条件として、募集要項、仕様書を作成しております。

そういうふうな状況でございます。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第五、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の全部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。福井西吉野支所長。

〔西吉野支所長 福井純二登壇〕

○西吉野支所長（福井純二）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の全部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本条例の全部改正につきましては、五條市立西吉野コミュニティセンターにおいて指定管理者制度を導入するため行うものでございます。それでは、議案の要旨について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十三ページから五十九ページを御覧ください。

まず、第一条及び第二条につきましては、施設の設置と名称及び位置について定めております。

次に、第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、開館時間と休館日について定めております。

次に、第九条から第十一条につきましては、利用許可、利用許可の制限、利用許可の取消し等についてそれぞれ定めております。

次に、第十二条から第十三条におきましては、利用料金、利用料金の収受についてそれぞれ定めております。

次に、第十四条におきましては、目的外利用等の禁止について定めております。

次に、第十五条におきましては、原状回復の義務について定めております。

次に、第十六条におきましては、損害賠償について定めております。

次に、第十七条におきましては、秘密保持義務について定めております。

次に、第十八条におきましては、委任について定めておりまして、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとしております。

次に、附則におきましては、施行期日、経過措置、準備行為についてそれぞれ定めております。

最後に、別表第一におきましては西吉野コミュニティセンターの利用料金、別表第二におきましては利用料金の還付率についてそれぞれ定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝） 今まではどうしておったのかわかりませんが、日曜、祭日、国民の祝日が全部休みということになりますと、コミュニティセンターというのは大体こういうときに使うのではないかという気がしますけれども、今まではどうなんですか。

○議長（北山和生） 福井西吉野支所長。

○西吉野支所長（福井純二） ただいまの田原議員の御質問にお答えさせていただきます。

休館日についての御質問でございますけれども、条例で、土曜、日曜、祝日、年末年始を休館日にするということを明記してあるわけですが、市長の裁量によって、市長に指定管理者が相談、申請した後に、土曜、日曜、祝日も開けられることができ、今までも利用の申請が土日にありましてときには開館していたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第六、議第五十五号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十一号及び議第六十二号を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正について。

議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正について。

議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正について。

議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正について。

議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。上田生活産業部長。

〔生活産業部長 上田卓司登壇〕

○生活産業部長（上田卓司）おはようございます。

ただいま上程いただきました、議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正について、議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正について、議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正について、議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正について及び議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。
これらの条例の全部改正、一部改正につきましては、指定管理者制度を導入するために行うものであります。

それではまず、議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書、二十五ページから三十一ページを御覧ください。

まず、第一条及び第二条におきましては、施設の設置と名称及び位置について、第三条から第六条におきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めております。

次に、第七条及び第八条におきましては、開館時間と休館日について、第九条から第十一条におきましては、利用許可、利用許可の制限、利用許可の取消し等についてそれぞれ定めております。

次に、第十二条から第十四条につきましては、利用料金、利用料金の收受、利用料金の返還についてそれぞれ定めております。

次に、第十五条から第十八条につきましては、目的外利用等の禁止、原状回復の義務、損害賠償、秘密保持義務についてそれぞれ定めております。

次に、第十九条につきましては、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定めるとしております。

次に、附則につきましては、施行期日、経過措置、準備行為についてそれぞれ定めており、最後に、別表におきましては、五條市人権総合センター各室利用料金についてそれぞれ定めております。

以上で、五條市人権総合センター条例の全部改正についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正についての御説明をさせていただきます。

議案書の三十四ページから三十八ページを御覧ください。

第一条及び第二条につきましては、施設の設置と名称及び位置について定めております。

次に、第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務について定めております。

次に、第七条から第八条につきましては、受入時間、休業日について定めております。

次に、第九条から第十二条につきましては、利用許可、利用許可の制限、利用料金、利用料金の收受についてそれぞれ定めており、第十三条において秘密保持義務について定めております。

次に、第十四条につきましては、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとしております。

附則につきましては、施行期日、準備行為についてそれぞれ定めております。

以上で五條市衛生センター条例の全部改正についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正についての御説明をさせていただきます。

議案書の三十九ページから四十四ページを御覧ください。

第一条及び第二条につきましては、施設の設置と名称及び位置について定めております。

第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めており、第七条及び第八条につきましては、開場時間と休業日について定めております。

次に、第九条から第十三条におきましては、利用許可、利用許可の制限等、利用許可の取消し等、利用料金、利用料金の収受等についてそれぞれ定めております。

なお、第十二条の利用料金につきましては、近年急激に需要が増しておりますペット等の小動物の個別火葬を可能とした取扱いをするため、別表にて小動物（個別火葬）の欄を追加しております。

次に、第十四条から第十五条におきましては、損害賠償等秘密保持義務について定めており、第十六条におきましては委任について定めており、この条例施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとしてしております。

附則におきましては、施行期日、経過措置、準備行為についてそれぞれ定めております。

次に、別表におきましては、斎場の火葬場及び附属施設の利用料金についてそれぞれ定めております。

以上で五條市斎場条例の全部改正についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正について、御説明をさせていただきます。

議案書の六十一ページから六十六ページを御覧ください。

第一条及び第二条におきましては、施設の設置と名称及び位置について定めております。

第三条から第六条におきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めており、第七条及び第八条におきましては、開館時間と休館日について定めております。

第九条から第十五条につきましては、利用許可、利用許可の制限、利用許可の取消し等、利用料金、利用料金の収受、損害賠償等秘密保持義務についてそれぞれ定めております。

次に、第十六条におきましては委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとしてしております。

次に、附則におきましては、施行期日、経過措置、準備行為についてそれぞれ定めており、別表におきましては、きすみ館の施設及び附属施設の利用料金についてそれぞれ定めております。

以上で、議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の六十七ページから六十八ページを御覧ください。

この条例の一部改正につきましては、農林産物等展示販売所と限定いたしておりました設置目的を変更することにより活用範囲を拡大することを目的として改正するものであります。

まず始めに、条例の題名を「大塔木材加工品等展示販売施設条例」から「五條市大塔天辻館条例」に改めました。

次に、第一条では山村地域における地域産業の振興を促進するため、五條市大塔天辻館を設置すると改めました。

次に、第二条中、「展示販売施設」を「天辻館」に、「五條市大塔農林産物等展示販売所」を「五條市大塔天辻館」に改め、第三条から第十条までの規定及び第十二条中「展示販売施設」を「天辻館」に改めました。

なお、条例の施行日は、規則で定める日から施行するものであります。

また、附則中の準備行為では、指定管理者からの指定の申請及び指定等に関する行為については、条例の施行日前においても行うことができるといたしました。

以上で、議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正について、議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正について、議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正について、議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正について及び議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 議第五十七号の衛生センターについて質問します。

皆さんからいただいたきょうの資料、四ページ見てくれますか、一番上。ここに、使用料二千九十二万二千円と入っていますね。これは、この右の利用状況の一般廃棄物搬入台数九千三百十八台、一般廃棄物搬入量一六、七七二キロリットル分でこないですか。こんな、二千万くらいです。皆さんからもらった決算書、二十年度の決算書の三十七ページには、し尿手数料六千九百九万と入っていますのやで。何でこれ、二千万と六千万の、これだけ食い違いがあるのですか。言うてください。

○議長（北山和生） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 大谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

この使用料の中といいますのは、これは五條市と西吉野町も含めた分ですけれども、この分の使用料だけでありまして、現在吉野町からの搬入部分というのがあるんですけれども、その分についての費用が大体四千五百万程度入っております。これにつきましては指定管理者の方に渡すということではなくて、五條市の方で受けるということでございますので、この使用料の中には純然たる五條市の分のみが入っておるということでございます。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 現在の衛生センターの経費をまず出さなありませんやろ。まず経費を出して、それを基準に指定管理料を計算せなあかんの違いですか。し尿手数料は決算書に六千九百万拳がっていますから、これに直して、全体の平成二十年度決算額、この資料の右に一億三千五百十八万となっておりますね。私が調べた決算書ではちよつと数字は違いますけれども、一億四千九百八十五万ですけれども、ちよつと違いますけれども、一億三千五百十八万円の中には職員六名の人件費も入っていますわな。ちよつとそれ、答弁してくれますか。

○議長（北山和生） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

その金額の中には、職員の給与は含まれております。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 職員の給料は、足して計算してます。それなのに、使用料は引くというのは、これはちよつと慌てすぎ違いますか。

まず、平成二十年度決算での使用料を挙げて、それを基準に管理経費と人件費を明らかにして、それに基づいて指定管理料を出すというのが正しい計算だと思いますけれどもね。そしたら、指定管理者に渡すときの計算は吉野町を除いて二千九百万という説明がありましたけれども、それはそれで計算しますけれども、皆さんからいただいた使用データで見ても、平成二十年度決算の一億三千五百十八万の中に人件費が大体四千六百万含んでいます、四千六百万。ここからそれを引いたら、管理費は大体九千五百万くらいになるのと違いますか。ところが、削減効果額として五千二十六万も挙げているんですね。削減効果額というのは、人件費を含めた一億三千五百万円から指定管理料六千四百万を引いた数ですわな、これ、大体。そして使用料も。これね、指定管理者に移ったからというて、正職員六名、臨時職員二名、この皆さん方の給料は明くる年から全部市として負担せん

でもいいんですか。負担せなありませんやろ。全員辞められますか。全員辞めるか、指定管理者に全員雇用してもらえますか。指定管理者に、六名、正職員六名と臨時職員二名、この職員さんは指定管理者に全部雇用してもらうのですか。それやったら、指定管理者以後は、市は払わんでもよろしいですよ。しかし、明くる年で辞める人も何人かおったとしても、何人かは払わなければいけませんやろ、何年間か続けて。それなのに、何でこれ、職員の給料まで含めて削減効果額を出すのですか。これ、計算誤り違いますか。ちょっと一遍答弁してください。

○議長（北山和生） 辰巳公室長。

○市長公室長（辰巳信也） 二十番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

今の人件費の削減効果についてですが、昨日一般質問でお答えいたしましたのと全く同じになると思うのですが、もう一度説明させていただきます。ご存じのように、本市の職員定数につきましては、集中改革プランに基づき適正化計画に向けた取組を進めているところでございます。

勸奨による早期退職者にあつては、本年度の予定者を含め過去三年間で七十一名となるところでございまして、定年及び自己都合による退職者も含めれば、総計百九名となる見込みであります。

一方、新規採用者につきましては、同じく過去三箇年におきまして、十津川村消防事務委託に係る採用予定人員を除けば総計二十一名となる見込みでございます。

なお、定員適正化に伴い、新規採用予定人員につきましては、原則として退職者数の三分の一の数としておりましたので、本来、過去三箇年におきまして三十七名の採用を実施することとなりましたが、制度の導入等を見据え、二十一名の採用にとどめたところでございます。不足分につきましては、当該計画施設における現正職員十四名、御質問にございました十四名をもって補うことが可能であると考えております。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 今の過去のデータは、それは過ぎたことですか。これからの職員さんの退職される人数は、これからのやつは、そう簡単に正確な数字は出されしませんわな。特に勸奨退職制度で辞められる人は、強制違いますからね。なんぼ肩たたいたかって、最後は本人が決めたらしいことですから、こんなもん正確な数出せませんよ、勸奨退職制度で辞められる人の人数みたいな。定年退職で辞められる人は、今現在では六十でいったんは辞めてもらわないけませんからね。これ、二年後、三年後、四年後が何人かって、大体はソロバンはじき出せますわな。しかし、それは指定管理者制度を導入せんでも辞められる数です、それは。別の、退職する数ですんや。指定管理者を導入するときには、この制度導入の直接の影響で

何人辞められるかということを出さなありませんのや。そやけど、そんなん出されしませんやろ。出されへんから、人件費を含めた計算では間違い違いますかと言うとんですわ。今言われたことは、そんなん指定管理者制度導入せんでも辞められる数ですよ。大体年齢を聞いたらわかってくるわけですわ、これ。過去のことみたいな、今私の質疑に対する的確な答弁にならんですわ。過去何年か前に指定管理者制度について私が質問をしておるのやつたら、それは過去に辞められた人も参考になるやろけれども。これからの指定管理者のことを言うとなのに、過去のデータみたいなもん答弁にはならんわけです。

もう時間ありませんから、これはほとんど十なんぼある指定管理者制度の削減効果額の計算には、ほとんど人件費が入っていますよ。新町はまた別ですけどもね、ほとんど入っています。この計算は不十分であり、基本的には誤りであるということをはつきり申し上げて、もうこれはこれで終わっておきます。また、常任委員会だね。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 五條市市民会館についてもお尋ねしたいのですが、今は西吉野のきすみ館についてお尋ねいたします。

六十五ページ、テニスコートの施設利用料金というのが出ていますが、テニスコートの利用状況を教えていただきたいと思います。利用者数と収入が幾らあるかということについて教えてください。

○議長（北山和生） 上田部長。

○生活産業部長（上田卓司） 藤富議員の御質問にお答えいたします。

利用状況につきましては、テニスコートは年間四十三名ということで、お渡しさせていただいております資料の中に掲載させていただいていると思うのですけれども。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 料金と何回利用されているか。それも同時にお答えください。

○議長（北山和生） 今答えるには資料が足らないので、後ほどというわけにはいきませんか、藤富議員。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子） これは以前から提案させていただいていたことなんですけれども、市民会館についても、全部ではありませんが、一部使用料がも

のすごく高くて、五條の場合でしたら市民会館、かなり古くなってきております。よそのホールとか見ていましたら、新しい施設がどんどん建ってきている中で、使用料金というのがほとんど変わらないのです。そしたら、五條市民はどこを利用するかということになりましたら、同じ使用料金であれば、古い五條の市民会館を使うのではなくて、新庄町とかそういうところを利用することになりますので、この利用料金、きすみ館のテニスコートについても同じことを言わせていただきたいのですけれども、利用料金を安くして、そしてもっと利用していただいたらいいのではないかと思います。割合テニスをする方も多いのですけれども、結局テニスというのは何回もしますので、利用料金が高かったら利用しない。そしたらどうするかと言うたら、テニスをされる方はよく橋本の方に行かれるのです。だから、せっかくある五條市のテニスコートでございますので、利用料金を安くしていただいて、もっと利用していただけるように努力していただきたいと思いますので、お願いいたします。（「十九番」の声あり）

○議長（北山和生）十九番榮林議員。

○十九番（榮林末次）私、厚生常任委員会に入っていないので、ちょっと一言だけ。

この指定管理者制度は、基本的に私は賛成です。賛成ですが、余りにも拙速すぎるので、これ、各部でいろんな資料を集めて、資料を作るだけの余裕が、時間があつたのか。そして、このデータが絶対に間違いないのか。我々が判断するのは、理事者側から出た資料によって判断するのだけれども、その資料が拙速すぎて、完全なものでないとすれば、これで判断するということは非常に困難だと思うので、もう少しなぜ時間を持つて、市長の指示が出てから議会に出すまでには、早くて一年、よく詰めて、研究もして出すべきではなかったのかなと、私はこう思うのです。

これは委員会に付託されますので、委員会の方でいろいろ議論していただけるものと思いますが、一言それを申し上げて、再度、資料が間違いないのであつたらよろしいですよ。間違いがあるのであれば、完全なものでないのであれば、もう一遍よく考えて、議会とよく相談して、もう少し時間を置いて研究させてくれということを申し入れなければ、この議会で結論が出てしまったらとんでもないことになりますよ。言うだけ言うときます。終わります。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

本案は、議第五十五号、議第五十七号及び議第五十八号は厚生常任委員会に、議第六十一号及び議第六十二号は建設経済常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第七、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。 水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄） それでは、ただいま上程いただきました議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

申し訳ございませんが、議案書の三十二ページを御覧いただきたいと思ひます。

今回の条例改正は、国の補正予算に盛り込まれました子育て支援事業の一環といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、出産育児一時金の額を平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日の間に出産された場合、支給額を四万円引き上げまして、現行の「三十八万円」から「四十二万円」にしようとするものであります。

それでは、改正条例案について御説明を申し上げます。

議案書を一枚めくっていただきまして、三十三ページを御覧いただきたいと思ひます。

五條市国民健康保険条例第六条第一項の規定にあります出産育児一時金の額「三十八万円」でございますが、これを平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産された場合「四十二万円」とするため、附則第三項の次に一項を加えまして、附則第四項といたしまして、経過措置を設けるものでございます。

この附則につきまして、条例で定める施行は平成二十一年十月一日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第八、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十九号 五條市市民会館条例の全部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）ただいま上程いただきました議第五十九号 五條市市民会館条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の全部改正につきましては、五條市市民会館におきまして指定管理者制度を導入するため行うものでございます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十五ページから五十二ページを御覧ください。

まず、第一条及び第二条につきましては、施設の設定と名称及び位置について定めております。

次に、第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めております。

次に、第七条から第八条につきましては、開館時間と休館日について定めております。

次に、第九条から第十一条につきましては、利用許可、利用許可の制限、利用許可の取消し等についてそれぞれ定めております。

次に、第十二条から第十四条につきましては、利用料金、利用料金の收受、利用料金の返還についてそれぞれ定めております。

次に、第十五条につきましては、目的外利用等の禁止について定めております。

次に、第十六条につきましては、原状回復の義務について定めております。

次に、第十七条につきましては、損害賠償について定めております。

次に、第十八条につきましては、秘密保持義務について定めております。

次に、第十九条につきましては、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

次に、附則におきましては、施行期日、経過措置、準備行為についてそれぞれ定めております。

最後に、別表におきましては、市民会館の施設及び附属設備の利用料金についてそれぞれ定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第九、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十九ページから七十三ページをお開き願いたいと存じます。

今回の改正は、五條中央公園に指定管理者制度を導入するため、同条例等の一部を改正しようとするものでございます。

まず、五條市上野公園等条例の改正内容につきましては、第一条中の「及び五條市阿田峯公園」を「五條市阿田峯公園及び五條中央公園」に、また、第二条の表中「五條市阿田峯公園 五條市三在町一六八〇番地」を「五條市阿田峯公園 五條市三在町一六八〇番地」と「五條中央公園 五條市五條四丁目三一七番地の一」に改めるものと、別表中「使用」を「利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表第四項第一号中、別表「テニスコート」利用料金表及び注意書きの第一項、同第二項、同第三項、また、市民プールの料金表及び注意書きの第一項、同第二項を次のよ

うに改正いたします。

その内容は、注意書き第一項、利用時間が一時間に満たないときも、一時間として計算する。

同第二項、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の利用料金は、三割増で計算する。

同第三項、本市に住所を有しない者が利用する場合の利用料金は二倍で計算するとし、テニスコートの料金表として別表「テニスコート 金額 一面一時間につき五百円」と表記し、同項第二号の次に次の一号を加えております。

内容といたしましては、三号「五條中央公園 ナイター照明代 三十分当たり 千五百円 午後九時までとする。」でございます。

また、注意書きといたしまして、第一項、グラウンド利用は無料とする。

同第二項、特別に電気その他を利用する場合、実費を徴収する。

同第三項、本市に住所を有しない者が利用する場合の利用料金は、二倍で計算する。

附則第四項を削るといたしております。

次に、五條市都市公園条例の一部改正といたしましては、別表第一（第七条関係）有料公園施設として、都市公園名を「上野公園」と「中央公園」に、有料公園施設の種別を「市民プール」と「多目的グラウンドナイター照明」として表記し、別表第二第四項第一号（市民プールに関する規定を除く。）を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号といたしております。

附則といたしまして、施行期日、経過措置、準備行為を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第十、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十四号 五條市・十津川村消防事務委託規約の制定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。 山田消防本部長。

〔消防本部長 山田善久登壇〕

○消防本部長（山田善久） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十四号 五條市・十津川村消防事務委託規約の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。
議案書七十四ページを御覧願います。

提案理由であります。当該規約につきましては、十津川村からの常備消防の一部事務委託の協力要請にこたえ、必要な経費を十津川村が負担することを条件に消防事務の委託を受けるため、規約を制定する必要がある、地方自治法第二百五十二条の十四第三項の規定において準ずる同法第二百五十二条の二第三項の規定に基づき議決を求めるものであります。

では、規約の内容につきまして条文の主な内容のみを御説明申し上げます。あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

第一条におきましては事務委託の範囲を定めており、十津川村は、一部を除く消防に関する事務の管理及び執行を五條市に委託し、五條市はこれを受託することと規定しております。

第二条におきましては管理及び執行の方法を定めており、委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、五條市の条例、規則及びその他の規程の定めることとしております。

第三条においては経費の負担方法について、事務委託の管理及び執行に要する経費は十津川村の負担とし、十津川村はあらかじめ五條市に納付することとしております。

第四条及び第五条におきましては予算の執行について、五條市長は委託事務の管理及び執行に係る収入並びに支出を五條市の歳入歳出予算において計上することとともに、各年度において十津川村が五條市に納付した金額に過不足が生じたときは翌年度において調整するものとしております。

第六条におきましては収入の帰属について、委託事務の管理及び執行に伴う手数料その他の収入は、五條市の収入とすることとしております。

第七条におきましては管理執行状況の通知について、五條市長は、毎年度決算が終わったとき、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を十津川村

長に通知するものとしております。

第八条におきましては条例等の制定改廃の場合の措置について、五條市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合において、直ちに十津川村長に通知することとしております。

第九条におきましては水利施設の設置等について、十津川村は、十津川村区域内において消防活動が円滑に遂行できるよう水利を設置し、維持及び管理することとしております。

第十条におきましては連絡会議について、五條市長は、委託事務の管理及び執行についての連絡調整を図るため、十津川村長と年一回定期の連絡会議を開くこととしております。

第十一条におきましては補則として、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、五條市長と十津川村長が協議して定めることとしております。

附則におきましては、この規約の施行時期や財産の無償使用について規定しております。

また、十津川村長は、委託事務に関する五條市の条例等が十津川村に適用される旨及び条例等の内容を公表することを定めております。

さらに、委託事務の廃止する場合を定めております。

以上で議第六十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第十一、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十五号 五條市過疎地域自立促進計画の変更について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第六十五号 五條市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の七十九ページを御覧いただきたいと思います。

本計画の変更内容といたしましては、五條市過疎地域自立促進計画、いわゆる十七年度から二十一年度までの事業計画でございますが、この事業計画に過疎対策事業債の対象事業を追加するものでございます。

本計画の三、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（三）整備計画の事業名に、（六）として自動車等自動車の項目を追加し、生活バス購入事業に係る負担金に過疎対策事業債を充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第十二、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと思います。
まず一ページを御覧願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ八億六十七万五千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ百六十八億三千八百二十三万九千円となります。

今回の補正は八億円を超えるという額になりましたが、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるようにと、国の一次補正で予算化されました経済危機対策臨時交付金を財源とする事業を予算化させていただいたものが大半でございます。

本市の交付限度額は四億六千二百一十四千円でございます。交付金の趣旨に合うような地球温暖化対策や安全・安心の実現に資する諸事業を予算化させていただいております。

それでは歳出について、まず経済危機対策臨時交付金を財源としたものを説明させていただきます。

十一ページを御覧いただきたいと思います。

二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費、十八節備品購入費、五百七十八万円につきましては、低燃費・低公害の公用車に買い換える費用を計上させていただきました。

十五目西吉野支所費、十五節工事請負費、二百万円につきましては、支所の照明漏電改修工事費でございます。

十八目西吉野コミュニティセンター費、十一節需用費、三百八十万円は、ホールの舞台調光と移動観覧席設備の修繕料でございます。十五節工事請負費、二百万円につきましては、空調の改修工事費でございます。

次に、十二ページに移りまして、三款民生費、一項社会福祉費、四目人権施策費、十三節委託料、百万円、十五節工事請負費、二千三百万円は、やすらぎ会館増築に係る費用でございます。

八目老人福祉費、十三節委託料、一千万円は、独居老人宅に火災警報器を設置する委託料でございます。

九目老人福祉施設費、十三節委託料、二百六十万円は、花咲寮の改修に係る設計監理委託料でございます。

十五節工事請負費、三千三百二十万円は、浴室、便所等の施設改修工事費、十八節備品購入費、四百三十万円は、車いす対応の公用車購入費用でございます。

十三ページに移りまして、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十八節備品購入費、三百万円は、保育室のエアコン購入費でございます。十四ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十一節需用費、百九十五万円につきましては、インフルエンザ対策としてマスク、防護服等を購入する消耗品費と、消毒液、アルコール等を購入する医薬材料費でございます。

八目公害対策費、十八節備品購入費、百九十五万円は、不法投棄監視システム購入費用でございます。

九目水道事業繰出金、二十八節繰出金、六千二百万円は、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

十目保健福祉センター費、二十八節繰出金、三百六十五万円は、大塔診療所においてエコーを購入するための繰出金でございます。

二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費、四千万円は、粗大ごみ搬出コンベアと焼却施設の排ガス分析装置の修繕料でございます。

十五ページに移りまして、三目し尿処理費、十五節工事請負費、五百五十万円は、大塔町のし尿中継タンク新設工事費で、十七節公有財産購入費、三百万円は、そのための用地購入費でございます。

五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十三節委託料、二百万円は、農業振興地域のデータ整理業務委託料でございます。

十九節負担金補助及び交付金、三千三百五十万円につきましては、五條吉野土地改良区と基幹水利施設管理組合のポンプ改修に必要な経費の五條市の負担金と、柿及び青ネギ生産に係る育成補助金でございます。

五目農地費、十五節工事請負費、五百七十万円につきましては、西久留野町及び山陰町のため池の改修工事でございます。

十六ページに移りまして、三目観光費、十一節需用費、三百万円につきましては、大塔木工センターの修繕料でございます。

十三節委託料、五百九十五万円につきましては、大塔町の星のくにバンガロー等の設計委託料でございます。

十五節工事請負費、一千八百七十五万円については、星のくにバンガロー等の修繕工事費でございます。

六目セミナーハウス費、十五節工事請負費、七百万円につきましては、きすみ館のろ過タンク等の改修工事費でございます。

七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十一節需用費、二百三十五万二千円、十三節委託料、四百万円、十五節工事請負費、一千五百五十万円につきましては、道路維持に要する費用でございます。

三目道路新設改良費、十一節需用費、二百十一万八千円、十七ページに移りまして、十三節委託料、五百五十万円、十五節工事請負費、七千五百万

円、十七節公有財産購入費、六百万円、二十二節補償補てん及び賠償金、五百五十万円につきましては、道路新設改良に要する費用でございます。

四目橋梁維持費、十五節工事請負費、百四十万円につきましては、橋梁維持補修工事費でございます。

三項河川費、一目河川総務費、十五節工事請負費、三百九十万円につきましては、河川維持修繕工事費でございます。

十八ページに移りまして、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十三節委託料、三百万円につきましては、五條市まちづくり構想策定委託料でございます。

二目都市公園管理費、十一節需用費、百六万円、十三節委託料、百四十四万円、十五節工事請負費、百五十万円につきましては、市内公園の遊具の点検及び修繕等の費用を計上しております。

五項住宅費、二目公営住宅建設費、十五節工事請負費、七百万円につきましては、市営住宅屋根のふき替え工事費でございます。

六項下水道費、一目下水道整備費、十五節工事請負費、三百万円は、下水路整備工事費、二十八節繰出金、三百七十七千円は、下水道特別会計への繰出金の追加でございます。

十九ページに移りまして、八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十三節委託料、七十万円の減につきましては、無線伝搬調査委託料四百二十万円を負担金補助及び交付金に組み替えたことによる減額、携帯電話位置情報システム委託料三百五十万でございます。

十五節工事請負費、四百万円につきましては、消防ホース乾燥施設新設工事費でございます。

十八節備品購入費、六千九百万円につきましては、消防ポンプ車二台の購入費用でございます。

十九節負担金補助及び交付金、四百二十万円につきましては、委託料からの組替えでございます。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、十三節委託料、一千九百二十万円につきましては、教育ネットワークシステム構築業務委託料でございます。

二十ページに移りまして、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十三節委託料、九百三十六万円につきましては、耐震設計業務委託料でございます。

三項小学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費、一千七十万円につきましては、各小学校の施設整備工事費の追加でございます。

二目教育振興費、十八節備品購入費、一千二百四十万円につきましては、各小学校の理科教育用備品の購入費の追加でございます。

四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費、一千三百五十万円につきましては、各中学校の整備工事費の追加でございます。

十八節備品購入費、五百五十万円につきましては、教材用備品購入費でございます。

二目教育振興費、十八節備品購入費、七百六十万円につきましては、各中学校の理科教育用備品の購入費の追加でございます。

二十一ページに移りまして、四目中学校地震補強事業費、十三節委託料、六百五十万円、十五節工事請負費、一億二千万円につきましては、野原中学校の地震補強に要する費用でございます。

二十二ページに移りまして、六項社会教育費、四目地区公民館費、十五節工事請負費、二百万円につきましては、野原公民館の改修費用とアンテナ設置工事費でございます。

十八節備品購入費、六百万円につきましては、各公民館に設置する地デジ対応テレビとAEDの購入費用でございます。

七目集会所費、十五節工事請負費、百五十万円につきましては、野原第二会館の改修費用でございます。

七項保健体育費、三目体育施設費、十五節工事請負費、二千五百万円につきましては、阿太ミニ体育館と白銀北体育館の改修と健民運動場のフェンス張り替え費用でございます。

十八節備品購入費、二百五十万円につきましては、地区体育館十三地区に設置するAED購入費用でございます。

以上が、経済危機対策臨時交付金を財源とする補正の要求でございます。

続きまして、それ以外のものについて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、十一ページに戻っていただきたいと思います。

一項総務管理費、七目企画費、十三節委託料、三百三十万円につきましては、バイオマスタウン構想策定委託料でございます。

十二ページに移りまして、二目賦課徴収費、二十三節償還金利子及び割引料、一千万円につきましては、法人住民税確定に伴う還付金等でございます。

十三ページに移りまして、二項児童福祉費、十目子育て応援特別手当事業費、十九節負担金補助及び交付金、二千五百九十二万円につきましては、追加で措置されることになった子育て応援特別手当でございます。本市の対象は約七百二十人でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

五ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧いただきたいと思います。

十款普通交付税で二千五百五十五万四千円、十二款分担金及び負担金で四十五万八千円、十四款国庫支出金で五億九千九百八万四千円、十五款県支

出金で二百三十二万二千元、十八款繰越金で四百六十五万七千元、十九款諸収入で八百六十万円、二十款市債で一億六千万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生）トイレ休憩のため、五分間休憩します。

午前十一時五十五分休憩に入る

午後零時四分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（北山和生）先ほど議第六十六号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）太田議員。

○二番（太田好紀）たくさんありますが、よろしいですか。

まず、十一ページ、二款、七目企画費、十三節、三百三十万のバイオマスタウン構想策定委託料の意味がまるっきりわかりません。この辺を御説明願いたいと思います。

○議長（北山和生）森本部長。

○総務部長（森本敏弘）太田議員の質問に自席から失礼してお答えいたします。

このバイオマスタウン構想に伴う委託料の内訳でございます。

一九九七年、平成九年に新エネルギー利用等に関する特別措置法、こういったものが策定されております。また、平成十四年にはバイオマス資源を最大限有効活用していくための国家プロジェクトということで、バイオマス日本総合戦略、こういったものも策定されました。またその後、情勢の変化等々を踏まえて十八年に一部見直しを行いまして、国産バイオマス燃料の本格的な導入、あるいは未利用バイオマスの利用活用により地球温暖化を防ぐバイオマスタウン構想の加速化、こういったものが図られるための施策が現在推進されております。全国の目標としては、約三百箇所を目

標として今現在推進しておりますが、現在二百十三の箇所が、市町村において構想が公表されております。

しかし、奈良県及び和歌山県、ここにはそういった策定はされておりません。今回、奈良県のトップを切りまして本市が地域バイオマス利用活動交付金、こういったものを利用しながら、バイオマスタウン構想の策定の実現に向けまして工夫をこらした取組を推進していきたいということで予算計上させていただいております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 意味が全然わからないのですけれども、構想をこれからしていくという形の中で、五條市としてどういう形のもので進めていくのか、まるつきり今の話では漠然とした段階で、もうちょっと明確に、細かく説明していただけますか。

○議長（北山和生） 森本部長。

○総務部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えしたいと思います。

今説明させていただいたバイオマスタウン構想、これはいろんな形で生じますとか、木くずでありますとか、いろんなバイオがございまして、そういったものを、まず五條市の実態が、どういうものが、どれだけの量があるのかと、まず、そういったことを実態調査をします。その中で、実態調査をした上で、それが果たして利用して、利用の効果があるかどうか、そういったものを含めて、まず基本構想を立てまして、その中でできるかできないかというのは次の段階になるかと思いますが、まず実態を調査すると。そのための基本構想、これは五條市だけではなしに、いろんな市町村にもいろんなバイオマスがあると思います。そういったものを、今現在の状況としてどういうような状況の量があるかと、そういったものをまず策定をしたいということで、構想策定の委託料ということで組ませていただきました。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） 三百三十万の委託料の内訳というのはどういう形で算出したのか、お答え願いたいと思います。

○議長（北山和生） 森本部長。

○総務部長（森本敏弘） 再質問にお答えをいたします。

三百三十万円は、基本的に委託料ということでございます。

内容につきましては、先ほども言いましたように、いろんな資料、資料といいますが、バイオの量、現状をまず調査をするということと、それを最

最終的に、どのバイオが一番多くて、将来的にそれを利用できる可能な量かどうかということを含めまして最終的に集計をしていただくと、この分について、三百三十万円の半分につきましては国の方からの補助金をいただきまして、後の半分は市単独費用という形になります。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） 私は根拠と言ったので、それでは納得ができないのですが、そのことに対して、私はいいことだと思うのですけれども、ただ、この構想について、するならば、この委託料に対して三百三十万とするならば、今職員の中でもこういうことやたらできるんじゃないかなと。委託しなくても、ある程度のことをして、その足りない分に対して委託するのはいいけれども、初めから何もかもすべてを任すということになったらこれだけの金額が、だから算出はどうなったのかということ聞かせていただいたのですが、何もかも人任せにしないで、まずは自分のところの職員の中で実態調査をして、その足りない分、また、全国的な形の中でどうなっているのかというのは委託しなくてはできないかもわからないけれど、五條市の中の実態くらいは、各担当課である程度算出できるんじゃないかなと。

そういう形にして、その足りない分に対してだけを、いかにコストを落として、その中で足りない分に対しては委託をするというふうに、始めから何もかも、構想をやっておいてすべて任すという、他人任せではなくて、まずは自分のところで、実態をわかって、把握して、担当課がわかることによって今後進められていくのではないかなと。だから、まず始めから構想だとか言って実態を人任せにするんじゃないかと、まずは自分とところでできる範囲内をやりながら、そして足りない分は委託をしたらいいのではないかなと私は思っております。そういうことも検討しながら進めていたいただきたいと思います。

続きまして、十五ページ、五款、三目、十九節青ネギ生産者組合育成補助金、五百五十万、これに対しての説明を願いたいと思います。

○議長（北山和生） 森本部長。

○総務部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えしたいと思います。

ネギの生産振興にかかわる助成金ということでございます。この分につきましても、市長の方から市政報告の中でも若干御説明させていただいたかなと思うのでありますけれども、近年の野菜加工、そういったものが非常に延びてきておるということ、また、カット野菜産業、こういったものが非常に急成長しておると、こういう現状がございます。

そういった中で、特に一般住民の方も、海外の野菜よりも国産野菜が非常に安心やと、そういったものから非常に需要が伸びてきておるという現状

の中で、五條市内における農家の方から非常に強い要望がございまして、そういった中で、我々としてはそれを受け止めまして、ネギの一大生産地ということをや五條市にも作ってほしいと、そういったことから一部助成をさせていただくと、そういうことでございまして。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） では、この五百五十万円の内訳を御説明願いたいと思います。

そして、設立した目的、人数を説明願いたいと思います。

○議長（北山和生） 人数と目的。（議場に声あり） 総務部長。

○総務部長（森本敏弘） 私の方から再度質問に対して回答させていただきます。

まず目的であります。これは、五條市の青ネギ生産組合がやるという形で、青ネギの生産振興を図るとともに組合員の経営の安定、こういったものを図るということで、生産組合が設立をいたしました。

人数的には、今現在二十二名と聞いております。

それと、五百五十万円の内訳でございます。これにつきましては、我々が今五百五十万円の内訳をさせていただいておる内訳といたしましては、五條市の農林漁業関係の補助金の交付規則、こういったものがございまして、そういった中で、補助金として、まず生産組合に対する育成補助金として二十万を予定しております。それと、この青ネギ生産組合に関しては、当然新しい事業ということでございまして、事業をスタートするという意味から初期投資、これが必要になってくるかなということで、向こうからの事業計画が挙がっておるのが約一千五百万円の事業計画が挙がっております。そのうちの二割ということではと考えていただいて、調整作業機械の関係の補助金ということで二百八十万円、それと、ネギを一年間毎日のように出すということになりますと、当然冬場の時期の成長が遅れるということをお聞きしておりますので、それに対する対応としてビニールハウス、こういったものを建てる必要があるということが想定されますので、そのビニールハウスを建てる場合の助成金といえますか、そういったもので約二百五十万円をみております。それで合計として二十万と二百八十万と二百五十万、合計五百五十万というような形で算出させていただきます。

以上とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） これ、九月二日に設立された。新聞にも載っておりますけれども、担当課として、この話はいつから協議に入ったのか。聞いたら、

二箇月ほど前からこの話が降ってわいてきて、それからこの補正予算までに至ったというのを聞いていますけれども、各担当課が、この話を、いつから、何回協議して、最終、この補正予算に至ってきたのか、その辺の細かい内容を御説明願いたいと思います。

○議長（北山和生）今すぐに……（議場に声あり）個々の発言はちよつとやめてください。（議場に声あり）
経緯経過というのは、今……、（二番）の声あり）太田議員。

○二番（太田好紀）議長、そんなことが、今、この本会議場で説明できないという…、

○議長（北山和生）資料を持っていないというふうな話……

○二番（太田好紀）本会議中で、今、補正予算の内訳ですよ。そんな、資料持ってきていないということ自体が怠慢ですよ。

みんな、いつ、どういう状態で質問があるかということが……、補正予算の内訳を説明するのにな、資料もわからんって、そんなことでは納得できないですよ。また、市長から、夕方までかかるって、そんなばかげた、そのくらいの資料もわからんって、こんな話、論外の話ですけども、やはりきちっとした内容が知らなければ、私たちは委員会に所属していませんので、今聞くべきことと思っておりますので、休憩とって、再度、それよろしくお願いします。

○議長（北山和生）それでは、休憩ということ。

昼食で休憩をとります。

意見調整のため、一時半まで……一時半に再開します。

午後零時十八分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（北山和生）太田好紀議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。森本部長。

○総務部長（森本敏弘）先ほどの太田議員の質問に自席からお答えさせていただきます。

こういうお話がいつごろからあったのかというふうな御質問だったと思います。昨年ぐらいからいろんなお話があったようにわたしらは聞いておるのですが、現実的に、事務方といたしましては、本年五月ぐらいから協議に入りまして、十数回にわたって関係課、あるいは関係者と協議をさせていただいたところでございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） どっちにしろね。

○議長（北山和生） この問題についての質疑ですか。また違う件。一応これで、この件については三回ということ。

○二番（太田好紀） 一問一答方式ではないんですか。

○議長（北山和生） これは三回で切らせていただきたいと思います。

○二番（太田好紀） ずっと委員会に関しても、この本会議でも一問一答方式ということじゃないんですか。

○議長（北山和生） 今回はそういうふうな形で進めさせてもらいます。

○二番（太田好紀） 今回って、前までもそういう形でしていましたから。今回というのは……

○議長（北山和生） 前の議会の中での一問一答というか、質疑に対しては三問に対してということでもらせてもらっています。

○二番（太田好紀） ずっと一問一答方式でさせてもらっていますので。

○議長（北山和生） よろしく御理解いただきたいと思います。

○二番（太田好紀） まあ、御了解を得ながら……。はっきり言うて大事な問題なので、よろしくお願いします。

○議長（北山和生） はい。

○二番（太田好紀） 議長に水を差されたようですけれども、（笑声）部長、よくわかるんですよ。ただ自分が言いたいのは、財政状況が厳しい中で、経済対策で補正が付いたということも理解できますけれども、拙速にするべきではない。やっぱり事業計画、いろんな形の中で、段階を踏んで、今の場合は全部逆行していると。要するに、市長が単独で勝手な行動をして、そこにすり合わせているのが今の現状だと。だから、各担当課は、やはり市長の権限も当然あるかもわかりませんが、まずは事務方として、段階を踏んでやるべきだなと。市長から言われたからといって、市長は何もわからんままに、そこらにいい口言うたり、訳のわからないことを言うているのは事実ですよ。でもね、それはそれとして、事務方は、もっと市長に

対して言うべきことは言うていただいて、素人の市長ですから、逆にもっとよく指導していただきたいなと、森本部長。そういうふうには、強い心で、逆らったら、かあつとなつて怒るらしいですけれども、じつと冷静にしゃべれば、市長も人間ですからわかる人やと、僕は思っています。だから、そこらも、たかが市長と職員の問題じゃなくて、お金の問題ですから。市民の税金を使うのですから、そこらは有効に使えるような形でやっていただきたい。

そして、今、拙速にと言いましたけれども、たかが二、三箇月で、そして補正が付いたからこれで上げようというならば、今後、いろんな野菜があると思うのですよ。そして、何でもかんでも、これからどんどんそういう、今度はいろんな野菜に対しても補助金出してくれとなってきたら、たかが今、二十二人の設立メンバーと言いましたけれども、それくらいのメンバーでどんどん出せるのかと。まずは、五條市としての一定の方向性を明確にして、やっぱりすることが……。僕は青ネギに反対しているのじゃないんですよ。いいことだなと。一大産地にするということは、当然のことだと。ただし、市として協力するならば、もっと生産者が努力をして、その中で補ってほしい、また、市に対して財政支援をしてほしい、補助金を出してほしいと言わなければなりません。しかし、今設立して、機械を買うわ、何を買うわって、何もかもおぜん立てして、もしこれ、失敗したらどうするのですか、悪く言えば。それだけの先行投資するんだから、五條市としても一大産地になるような形の中で、ちゃんと方向性も、これは大丈夫だな、これはバックアップするべきだなということまで、ある程度考えながら進めていかなくてはだめだと、私は思っております。

だから、これは各担当部長みんなに言えることですが、市長が言ったからといって、トップダウンといっても、正しい方向性のトップダウンだったらいいますけれど、今の方向性は……。トップダウンでは、まるきりむちやくちやな形だと私は思っています。

だからその辺は、市長は本当に無知ですから、部長がしっかりしてやってもらわなくては、五條市の方向性は間違ってしまうと、私はそう思いますので、その辺を踏まえて、これはまた委員会に付託されますので、これだけで終わらせていただきます。

続いて、十九ページの七款、二目都市公園管理費、十三節委託料、百四十四万と十五節工事請負費、百五十万ですか。この内容ですけれども、部長の説明からは、市内の遊具の点検だということですから、市内にはいろいろな公園がいっぱいあると思うのですけれども、何箇所を目的にやるのか、御答弁願いたいと思います。

○議長（北山和生） 森本部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

都市公園管理費の中の十三節委託料でございます。

五條市内にあります公園は、都市公園、市立公園、児童遊園地と大別されておりまして、その数でございますが、児童遊園地が四十五箇所ございます。市立公園と位置付けるものが十三箇所ございます。あと、都市公園、これは近隣公園、地区公園、総合公園、そうしまして都市公園というのが、一部緑地という位置名も公園と言うておるんですけれども、百六十四箇所ございます。その中で、遊具を持つておる公園を主に点検する業務と考えております。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田議員。

○二番（太田好紀）となればね、これだけ多い公園の中で、遊具だけと言っていますけれども、このくらいの予算で本当にできるのかなど。今、老朽化した公園がたくさんあります。私も言われて何箇所か見に行ったこともあるんですけれども、本当に、遊具が老朽化というよりも、鉄がさびたり、さびたところで手を切ったりとか、また、さびが増えたりとか、木が腐ったりとか、いろいろして、公園としての機能が果たされていない部分があります。

今、こういう形の中で予算を計上していただいていますけれども、本当にこの金額で、公園としてある程度の使用ができるのか。今でも現実、危険なところがいっぱいあると思うのですよ。これは保守点検業務をしなくてはならないのですけれども、そういうことをしているのか。またそういうことも踏まえて、直すだけじゃなく、すべてを調べていただいて、その中で本当にこの部分は直していかなくてはならないということが、このお金でできるのかなと、ちょっと私は不安に思いましたのですね。やることに對してはいいことだと思うのですけれども、本当に現実、この中でほとんどが改修、修理ができるのか、再度お答え願いたいと思います。

○議長（北山和生）森本部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの太田議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の補正のみ、これを挙げたのではなくて、通常から、当初予算として各公園の三分の一ずつという数を持ちまして、日々の点検、年の点検をやっております。それプラス今回の補助金がありましたので、通常作業の上乗せで今回もやろうと思えます。

ただそれが必要のところ、危険箇所を早期に見つけて、市民の方に安全に使ってもらえるように、日々点検してまいりたいと考えております。（

「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田議員。

○二番（太田好紀）今その、そういう早期に見つけてということ、そしてまだ危険なところというのは調査はしていないということ……、調査はで

きているのですか。……よろしいです。だから今言ったように、当初の予算と、このプラスアルファで、公園と遊具の付いているところは大体それで整備されるということで認識してよろしいですか。

○議長（北山和生） 森本部長。

○都市整備部長（森本元三） すべてこの予算の中で賄えるかどうかというのは、破損の状況であるとかの点検の結果に基づく判断でございすけれども、とりあえず管理する我々いたしましたら、この予算の中で極力すべての公園を点検できるようにやっていきたいと考えております。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 早急に、事故のないように対応していただきたいと思ひます。

続いて十七ページ、七款の十七節公有財産購入費、六百万円が用地購入費追加ということになっておりますけれども、この説明を願ひたいと思ひます。

○議長（北山和生） 森本部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの御質問にお答えいたします。

七款土木費、公有財産購入費、六百万。これは、今回の経済危機対策の交付金に基づく道路新設改良費の追加箇所に伴う用地費でございす。

場所といたしましては、南垣内線、今井十二号線、野原滝線、野原西十七号線というところを予定しております。

以上でございす。

○議長（北山和生） ほかに…、（「十九番」の声あり） 十九番榮林議員。

○十九番（榮林末次） 十一ページの六款、十八節備品購入費の公用車の購入ですけれども、公用車は一時のことを思えば大分減らしておると思うのですが、今現在、公用車は何台あるのか。あるいはまた、公用車を買うについては、どういうふうな方法で購入しているのか。そしてまた、車種については、今エコカーがやかましく言われているのですが、このうち何台がエコカーなのか、あるいはプリウスなどのハイブリッドカーが入っているのか、この中に一台でも。その辺ちよつと。

○議長（北山和生） 辰巳公室長。

○市長公室長（辰巳信也） 榮林議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問ですが、五百七十八万円の内訳といたしましては、現在四台考えております。社会福祉課の一台、タウンエースでございす。保

健福祉センターの公用車、それから野原東住民センター、それからもう一台は監理管財課で集中管理しております一台でございます。

それぞれ耐用年数が十年以上過ぎてかなり危ないというものを、今回のこの経済危機対策を使用させていただきまして購入させていただいております。

全体の台数といたしましては二百二十六台ということで、全体数をつかんでおります。

この中でそれがエコカーというのは、ちよつと私、今資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。……失礼いたしました。ハイブリッドカーが二台ということでございます。軽四が二台ということになっております。

以上でございます。（「十九番」の声あり）

○議長（北山和生） 榮林議員。

○十九番（榮林末次） これ、すべて老朽化のための買換えですね。新規に買うのと違いますね。

○議長（北山和生） 辰巳公室長。

○市長公室長（辰巳信也） はい、そのとおりでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 十三ページの三款、十目子育て応援特別手当事業費の十九節負担金補助及び交付金、これ、先ほど部長から子育て応援特別手当として七百二十名との説明のみございましたが、もうちよつと詳しく説明していただきたいと思ひます。

○議長（北山和生） 水脇部長。

○健康福祉部長（水脇正雄） 藤富議員の御質問に自席からお答えをいたします。

負担金補助及び交付金の子育て応援特別手当ということなんですけれども、先ほど総務部長の方から対象者が七百二十名、単価が三万六千円。前約定額給付金にもあったのですけれども、今回は就学前すべてということ、三万六千円の七百二十名ということで予算を計上させていただいております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 十九ページの九款教育費、二目、十三節の一千九百二十万円、五條市教育ネットワークシステム構築業務委託料ということなんですけれども、わからないものですから詳しく説明していただきたいと思ひます。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

委託料一千九百二十万円、五條市教育ネットワークシステム構築業務委託料の具体的な内容ですけれども、一つは西吉野小・中学校の児童・生徒用のパソコン五十台購入、これはカスタマイズとかシステムの構築、ソフト部分も含みますので、ハード部分と含めて委託料として計上させていただきます。

それと、市内小・中学校の先生用のパソコン不足分十四台、これもシステム構築が必要でございますので、ハード、ソフト含めた形で委託料と組ませていただきました。この二つを実施するための予算でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 四番藤富議員。

○四番（藤富美恵子） よくわからなくて申し訳ないのですけれども、これくらいかかるものなのでしょうか。

○議長（北山和生） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

ハードだけであればからないのですけれども、カスタマイズとかシステム構築、ソフト部分というのは結構費用がかかるものでございますので、参考見積りを徴しまして、それを基本にして予算計上させていただいたところでございます。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第十三、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十七号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）ただいま上程いただきました議第六十七号 平成二十一年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと思います。
まず、一ページでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千八百四十四万六千円の追加でございまして、歳入歳出の予算総額を四十二億六千七百二十六万二千円とするものでございます。

それでは歳出から御説明を申し上げます。四ページを御覧ください。真ん中から下のところでございます。

四款前期高齢者納付金等、一項前期高齢者納付金等、一目前期高齢者納付金、十九節負担金補助及び交付金八十一万三千円につきましては、前期高齢者納付金の追加でございます。

当初、昨年度並みということで予算計上をしておりましたが、納付金額が確定をいたしました。その支払に不足が生じたので、不足額八十一万三千円を追加するものであります。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、六目交付金返還金、二十三節償還金利子及び割引料でございます。二千七百六十三万三千円につきましては、療養給付費の交付金の返還金でございます。

それでは、歳入につきまして御説明を申し上げます。

同じ四ページの上でございます。

十款繰越金、一項繰越金、前年度の繰越金、二千八百四十四万六千円を追加いたしまして歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第十四、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）よろしく願います。

ただいま上程いただきました議第六十八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと思います。

まず、第一ページをお開き願います。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ六千四百万円の追加でございます。歳入歳出予算総額はそれぞれ四億四千六十万円でございます。

内訳につきましては、最後の五ページの歳出から御説明申し上げます。

五ページ、一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、十二節需用費の二百万円につきましては、西吉野町黒渕の統合原水供給施設のポンプ設備、保守修繕料の追加補正でございます。

また、一款総務費、一項総務管理費、二目施設整備事業費の十三節委託料八百四十五万円につきましては、次の十五節工事請負費に伴います統合原水供給施設改修工事及び尼ヶ生地区の用水施設無水源解消工事二件の設計業務委託料の追加でございます。

次に、十五節工事請負費、五千三百五十万円につきましては、まずは現在統合簡易水道、賀名生、白銀地区へ原水供給を行っております西吉野町黒渕の統合原水供給施設改修工事及び山間部におきます飲料水水源の取水施設の整備工事費に、西吉野町尼ヶ生地区、大塔町篠原地区におきまして追加予算を計上するものでございます。

これらの工事予算はいずれも従来の国庫補助対象外でありまして、今般の経済危機対策臨時交付金を活用し、本地域への安定的な水量と水質の確保を図るべく歳出補正合計額六千四百万円を計上するものでございます。

なお、四ページの二の歳入におきまして、一般会計から繰入金六千二百万円及び前年度よりの繰越金二百万円を追加いたしまして、歳入補正合計六千四百万円で歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第十五、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司） ただいま上程いただきました議第六十九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず一ページでございます。

今回の補正予算の概要は、歳入歳出それぞれ四百七十七万七千円の追加でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ十四億六千二百三万四千円となっております。

内容につきましては、最後の五ページを御覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書、三の歳出より御説明申し上げます。一番最後の欄でございます。

第一款、一項下水道費、二目下水道維持費、十三節委託料、三百万円は、県吉野川浄化センターへの汚水流入量調査について県の要請に基づきまして予算を計上するものでございます。

次に、四目流域下水道費、十九節負担金補助及び交付金、百七万七千円は、今年度の県吉野川流域下水道事業への市負担金の追加分でございます。以上が、歳出補正合計額の四百七万七千でございます。

また、それに伴いまして、同じページ上段の二、歳入におきまして、三款繰入金で経済危機対策臨時交付金事業の適用を受けまして、一目一般会計より繰入金、三百七万七千円と、次の表、六款市債、一目土木債、百万円を合わせまして四百七万七千円を追加計上し、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に日程第十六、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第七十号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄） ただいま上程いただきました議第七十号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります。別冊の平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと思います。

まず一ページでございます。

今回の補正予算額はそれぞれ四千二百三十一万七千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額につきましてはそれぞれ三十一億四千九百八十一万七千円となります。

それでは四ページをお開きください。

四ページの、まず歳入から御説明を申し上げます。

四款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金、二百九十八万八千円の増につきましては、平成二十年度の精算に伴います過年度の追加交付であります。

次に、六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、五節地域支援事業事務費繰入金、三十万円、二項基金繰入金、二目介護従事者処遇改善基金繰入金、九十五万円、これにつきましてはそれぞれ繰入金の追加でございます。

次に、五ページでございます。

七款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、三千八百七十九万円につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出でございます。六ページを御覧いただきたいと思います。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十一節需用費の九十五万円と、三款地域支援事業費、二項包括的支援事業、三目権利擁護事業費、十一節需用費三十万円、これにつきましては、介護保険事業並びに高齢者虐待等の権利擁護事業に係るパンフレットの印刷作成、手数料の追加でございます。

次に、五款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金、二千六百六十八万七千円につきましては、過年度よりの給付費、これを基金に積み立てるものであります。

最後に、六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金、一千四百三十八万円につきましては、平成二十年度の介護保険特別会計の精算をいたしまして、それによります国庫、県費、支払基金、これらへの償還返還金でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第十七、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十一号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）それではよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第七十一号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと思います。

まず一ページでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三百六十五万円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を五千六百五十五万円とするものでございます。

それでは、内容でございます。四ページを御覧ください。四ページ、一番下の歳出でございます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、十八節備品購入費、三百六十五万円でございますが、これは超音波診断装置、エコーでございます。エコーの購入費用でございます。大塔診療所の超音波、エコーの装置につきましては、平成四年購入で非常に古い機械でございます。担当の澤先生からも購入の希望等がございます。迅速な診療のために購入するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

同じく四ページの上の段でございます。

三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金、三百六十五万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったもので

います。

この補正財源については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てるものでございます。
以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に日程第十八、認第一号から認第十一号までを一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）認第一号 平成二十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成二十年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成二十年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十一号 平成二十年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。上会計管理者。

〔会計管理者 上 孝男登壇〕

○会計管理者（上 孝男） 失礼いたします。

ただいま上程をいただきました認第一号から認第十一号までの平成二十年度一般会計、各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

各会計別歳入歳出決算総括表により要点のみににつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百七億九千三百八十九万五千五百円に對しまして、収入済額は百八十九億八千二百七十五万六千八百六円でございます。支出済額は百八十七億九千八十八万三千七十八円でございます。歳入歳出差引額が一億九千八百八十七万三千七百二十八円となります。

なお、平成二十一年度への繰越事業に伴う繰越すべき財源が、繰越事業費十二億六千二百七十七万四千四百四十三円のうち一億三百七十五万八千二百十円でございます。

したがいまして、これを差引きいたしました平成二十年度実質収支額八千八百一十一万五千五百十八円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百四十六ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。予算現額四十三億五千五百五十四万八千円に對しまして、収入済額が四十二億七千九百五十五万三千三百九十九円、支出済額は四十億七千五百八十六万五千二百七十一円でございます。歳入歳出差引額が一億九千四百三十三万二千六百六十八円の剰余金をもって決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億二千六百九十三万九千九百九十九円に對しまして、収入済額五億一千五百五十三万九千九百六十六円、支出済額は四億九千九百五十二万三千五百四十六円でございます。歳入歳出差引額は二千三百四十四万二千円となります。

なお、平成二十一年度への繰越事業に伴う繰越すべき財源が繰越事業費一千八百二十五万円の全額でございますので、これを差引きいたしました平成二十年度の実質収支額二百五十四万四千四百二十円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百十八ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきます。

次に、認第四号の老人保健特別会計につきましては、予算現額六億二千二百万円に對しまして、収入済額が四億七百二十万六千三百八円、支出済額は三億八千三百七十七万六千五百六十八円でございます。歳入歳出差引額は二千三百四十二万九千七百四十円の決算となります。

次に、認第五号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十九億七百三十万八千円に對しまして、収入済額が十七億九千三十三万五千四百七十九円、支出済額は十七億八千八百四十九万七千八百二十九円でございます。歳入歳出差引額は百八十三万七千六百五十円となります。

なお、平成二十一年度への繰越事業に伴う繰越しすべき財源が、繰越事業費七千六百四十三万七千六百五十円のうち百八十三万七千六百五十円ございますので、これを差引きいたしました平成二十年度の実質収支額はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百六十六ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第六号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額百八十六万円に對しまして、収入済額二百十六万三千七百四円、支出済額は百七十六万七千九百六十五円でございます。歳入歳出差引額は三十九万五千七百三十九円の決算となります。

次に、認第七号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十一億一千百三十八万八千円に對しまして、収入済額は二十九億九千五百八十二万四千二百一円、支出済額は二十九億五千七百七十四万三千四百九十八円でございます。歳入歳出差引額は三千八百八万七千七百三十三円の決算となります。

次に、認第八号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千三百二十万円に對しまして、収入済額は五千三百六十八万三千九百九十七円、支出済額は五千四百七十九万五千二百二十八円でございます。歳入歳出差引額は三百二十万四千四百六十九円の決算となります。

次に、認第九号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額二百十万円に對しまして、収入済額は二百六十二万三千五百九十八円、支出済額が二百二万二千三百三十九円でございます。歳入歳出差引額は六十万一千二百五十九円の決算となります。

次に、認第十号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億八百七十九万八千円に對しまして、収入済額は三億七千四十八万二千四百七十四円、支出済額が三億六千三百三十八万八千二百六円でございます。歳入歳出差引額は七百九万四千二百六十八円となります。

なお、平成二十一年度への繰越事業費二百五十一万一千六百円の中で、繰越しすべき財源はございませんので、この七百九万四千二百六十八円が決算となります。

この内容につきましては、決算書の六百八十四ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第十一号の五條市水道事業会計につきましては、御説明を申し上げます。別冊の平成二十年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたい

と存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出では、収入第一款、水道事業収益の決算額七億三千二百七十七万二千九百三十九円に對しまして、支出第一款、水道事業費用の決算額が七億一千六百十九万三千五百六十八円に對しまして、これら収支差引額から、消費税及び地方消費税資本的収支調整額百六十九万八千五百八十五円を差引きいたしました当年度純利益は、三ページをお開き願います。下から三行目のとおり、一千四百八十八万七千八百八十六円の純利益でございます。

なお、下から二行目にございます前年度繰越利益剰余金二千二百二十九万五千九百七十七円を加算した当年度未処分利益剰余金は、三千六百七十七万六千六百九十三円でございます。

それでは、もう一度、一ページから二ページをお開き願います。

中ほどにございます資本的収入及び支出につきましては、収入第一款資本的収入の決算額五億四千八百六十五万四千二百七十五円に對しまして、支出第一款資本的支出の決算額が七億六千六百五十万六千七百三十五円に對しまして、

表の欄外を御覧願います。

資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額が二億一千二百八十五万二千四百六十円となりまして、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額百六十九万八千五百八十五円、当年度分損益勘定留保資金二億一千百十五万三千八百七十五円をもって補てんした次第でございます。

以上で認第一号から認第十一号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審査をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋） ただいま議長の発言の許可を得ましたので、平成二十年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況及び水道事業

会計の決算並びに平成二十年度の五條市財政及び経営健全化の審査意見を報告させていただきます。

お手元の別冊五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書を御覧願います。

まず、意見書の一ページからは一般会計ほか、八十一ページは企業会計の水道事業会計で、更に百三ページからは財政及び健全化の審査でございます。

順次お開き願います。

初めに、一ページの一般会計及び特別会計ほかありますが、第一の審査対象会計は、平成二十年度の一般会計を始め国民健康保険特別会計など九特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類及び土地開発基金など十二基金の運用状況の調書であります。

第二に、審査の期間は、一般会計ほかは六月二十九日から八月十四日までの間、水道事業会計につきましては五月二十七日から六月二十六日までの間に、議会選出の監査委員とともに事務局職員を補佐に実施いたしました。

第三の審査の方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計については経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取したところであります。

第四、審査の結果といたしましては、審査に付されました各会計の決算はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であるものと認めました。

また、予算執行状況及び経営成績及び財政状況が適正に表示されており、おおむね適正であったと認めます。

第五の審査の意見につきましては、別冊六十五ページに、一として一般会計について、六十六ページにつきましては、二として特別会計、三として、基金状況調書について述べさせていただいております。

また、六十七ページには、その他として、今回工事などの随意契約についての事務処理が適正にされているかについても審査したところであります。地方自治法施行令及び五條市契約規則にのっとり適切とは言えないものが見受けられましたので、担当課に改善するよう指導したところであります。

また、随意契約についても、競争入札の際の事後公表並びに見積書を徴することについても、透明性を図るためにも検討されるとの意見を付け加えさせていただいたところであります。

次に、百一ページには水道事業会計として述べさせていただいておりますので、後刻御清覧ください。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく一般会計などの財政の健全化、及び水道事業会計の経営の健全化についての審査の意見であります。

これは、前年度の決算を議会に提出する際には、一般会計などにおいては健全化判断比率、具体的には実質赤字比率と連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を算出し、財政の健全化の基準を、また、水道事業会計についても資金不足比率を算出し、経営の健全化の判断基準を設けるもので、自治体の財政の健全化を測るものとして前回より加わったもので、五項目からなっております。

その算定の基礎となる書類などを法令などに照らし、算出の基礎となる数値などに誤りがないかどうかを中心に監査委員の審査に付されたもので、その結果の意見を付け議会で報告しなければならなかったもので、既に御案内のとおりであります。

また、本年度からは、この比率が早期健全化基準及び財政健全化基準の数値を超える市町村は、イエローカードといえる早期健全化計画あるいはレッドカードの財政再建計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならなかったことは、前年度に述べたとおりであります。

それでは、別冊意見書の百三ページをお開きください。

平成二十年度五條市財政及び経営健全化審査意見でありまして、これは一般会計を始め九つの特別会計、三つの一部事務組合と、土地開発公社などの市のかかわるすべての会計を合わせるもので、名のとおり、いわゆる連結決算の財政指標の算出であります。

第一、審査の概要であります。五條市の財政及び財政健全化審査について、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二の審査の期日は、平成二十一年八月四日火曜日に実施いたしました。第三の審査の方法は、市長から提出されました関係帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ、市の財政担当者を始め各会計の担当者から、議会選出の監査委員並びに事務局職員とともに説明を聴取し、審査を実施したところであります。

第四、審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、表示されていることを認めました。数値については、一の健全化判断比率、二の資金不足比率として記載させております。

また、第五の審査の意見といたしましては、百四ページであります。前のページの平成二十年度比率の数値と併せて御覧いただければ、わかりやすいかと思えます。

まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については赤字でありませんので、いずれも早期健全化計画などの策定には該当いたしません。

次に、③の実質公債費比率につきましては、二〇・一パーセントで、早期健全化の基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても二・二パーセントで、これも早期健全化比率の基準三五・〇パーセントと比較すると、いずれもこれを下回っております。

また、法非適用企業の簡易水道会計などの資金不足比率についても、資金不足は生じていないので、経営健全化計画などを策定することには該当いたしません。

次に、百六ページの平成二十年度五條市水道事業経営健全化審査意見がありますが、法適用の企業会計で、本市では、水道事業会計のみでありまして、審査方法などにつきましては一般会計と同じ方法で実施いたしました。

資金不足比率についても、資金不足が生じていませんので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の求めております早期健全化基準及び経営健全化基準の設置基準の数値を、すべて五條市は下回っておりますが、すべてこれで健全段階となっておりますが、これで市の財政が健全であるかのように印象を受けますが、決してそうではありません。高齢化の進む中、本市の人口も減少傾向であり、地方分権、三位一体の改革などにより、また年々税収の落ち込みもあります。財政運営面では厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の合理化と五條市集中改革プランの遂行を望むところであります。

また、水道事業会計においても、なお一層の経営の合理化に取り組まれることを望むものであります。

以上で、平成二十年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況及び、水道事業会計、決算並びに平成二十年度五條市財政及び経営健全化の審査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北山和生） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀） 議長の発言許可をいただきましたので、ただいまの審査委員の報告に対する質疑をしたいと思っております。

まず、川元代表監査委員におかれましては大変御苦勞をかけておるということに、心から感謝を申し上げます。

さて、質疑ということで、監査に対して異議を申すつもりで質疑をするわけではございませんが、この意見書の中を拝見いたしまして、特に前回私が一般質問をしました随意契約のことが載っております。そして、代表監査の方からも、その報告が先ほどありました。その中で二点代表監査にお聞きしたいことがあるのですけれども、ただ、それまでにその内容を少し読ませていただきたいと思います。この随意契約に対しての適正処理をさ

れたかということを確認していただいたわけですが、この中には、「緊急性により随意契約したとするものが見受けられたが、地方自治法施行令の緊急性の趣旨は、例えば災害時において競争入札の方法による手続をしていると、その時機を失し、あるいは契約の目的を達成することができなくなるなど、行政上不利を被るに至る場合とされている。」と、まず、こう書かれております。そこで、「単に工事を早くしなければ、という緊急性の心情と法に定められた緊急性の解釈に相違があることを理解していないケースが認められた。」と、こういうふうに書かれております。「分けても、道路改良工事などは、年次計画により当初予算に計上し事業を進めるものであり、緊急性があるとは考えにくい。したがって、今回の審査において緊急性を理由とした随意契約には適正を欠くものが見受けられたので、適切な事務処理をされるように指導したところである。」と、こういうように書かれております。

確かに代表監査委員、こういうことを報告していただいて有り難いと思います。ただし今、代表監査委員の方から、担当課で随意契約のことに対して指導をしたということでありませけれども、根本は市長が認識をしているのかしていないのか、監査委員は議長並びに市長に報告をすることになっておりますけれども、代表監査委員、横に川村監査委員もおられますけれども、市長のところにいったと聞いております。そのときに、随意契約の報告もされたと私は思っておりますが、この認識が担当課というよりも、まず市長が本当にこの緊急性という、市長の勝手な解釈によって緊急性という言葉に至った経緯でありますけれども、代表監査委員の報告には、法に定められた緊急性の解釈に相違があると、理解していないケースが認められたということに対して、報告に行ったときに市長は本当にこの認識をされたのか、まずこの辺、代表監査委員の方からお聞きしたいと思います。

○議長（北山和生） 川元代表監査委員。

○代表監査委員（川元憲釋） 普通、工事をする場合には担当職員がまず起案をして、市長に上げていきますので、私どもは、この監査につきましては、書類等を提出させまして、あのときは三点くらい、ほかにも随契がございましたけれども、三点について詳細に調べました。やはり、担当職員がまず起案をしたときに、これは緊急を要する事業であるとか、安く契約ができるかという、そういう随意契約の法の解釈をきちっとして、市長に上げてもらうと。そのことによって、市長もそれで認識するのかなと思いますので、まず職員が起案の段階で、その法令に合っているのかと。これでいいかどうかを決めていただいて、課長、部長、市長と、こう上げてもらいたいと思いましたが、特に職員の起案の段階でそれをきちっとしていただきたという指導をさせてもらいました。

市長は認識しておるのかということは、私もこういうのがありますという市長への報告をしましたので、市長は認識されておるのか、そんな念を押

していませんので、市長に聞いていただきたいと、このように思います。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）きょう、横における川村議員との中からもちよっとお話が……、まるつきり理解していなかったようなという話も聞いて……（議場に声あり）そうですか。まあここに書かれているように、監査委員、起案を上げていくのは当然であります。確かに今、代表監査委員が言われたとおり、それは当たり前のことですけれども、今の五條市の市政において、余りにもそういう形が、先ほどから質問もいろいろありましたけれども、それが逆になっていると。市長がトップダウンで、独断と専行で進んでいると、そういう形に、あとを担当課が付いているというのが現状である。そういう指摘がここに、多分代表監査委員の方から指摘を受けたのではないかと思っております。だから、僕はそのときの状況はわかりませんけれども、市長に聞いたら一番いいことですけれども、多分認識をしていないからこういう問題になってきたので、このことを機会に、市長も相当認識をして、まず自分が勝手な行動をとらないで、進んでいっていただきたいと思います。

そして、適切な事務処理をされるように指導したということですけれども、今、代表監査委員が言われた、事務方からどんどん起案を上げていくという、そういう形の中で適切な事務処理をというのは、そういう意味の解釈でよろしいですか。はい。

そういうことで、内容としては大変ちゃんとした報告をされたと、私たち、大変うれしく思っています。しかしながら、これを本当に理事者側、また担当課、特に市長に関してこれが本当に理解されたのかなと、代表監査委員がしてくれていることをちゃんと理解して、これからやっていただけるのかなと、大変不安でありますけれども、代表監査のこういう意見書を見て、市長、謙虚に、また、担当課から起案を上げて、段階を踏んでやっていくということを心掛けて、これからやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（北山和生）質疑を終わります。（「二十一番」の声あり）田原清孝議員。

○二十一番（田原清孝）ただいま上程されております認第一号から認第十一号までの十一議案は、いずれも平成二十年度における各会計決算認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の数は八人として、選任につきましては議長に一任いたしたいと思います。

○議長（北山和生）お諮りいたします。

ただいま田原清孝議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して審査を付託

いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は八人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。指名させていただきます。

二番太田好紀議員、四番藤富美恵子議員、六番益田吉博議員、九番峯林宏政議員、十五番寺本保英議員、十七番黄木英夫議員、十九番榮林末次議員、二十一番田原清孝議員。以上、八人の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十二日から二十四日までを休会とし、次回九月二十五日、午前十時に再開し、議案審議を行います。本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十三分散会